

舎にて汁といふことあり、客おのゝ飯をばおのが家より持來て、其家には菜と汁をまうけて饗する也、國によりて汁講ともいふとぞ、

〔桃源遺事〕中西山公光御逝去の年、御病中に馬場左五右衛門高道、其外御前に相詰候者ども

に仰られ候は、むかし世に汁講といふ事あり、その様子は客を請候とは、其客ども銘々に飯をめんつうといふ物などに入携へ來り、亭主は唯汁一色のみこしらへ、能時分汁を鍋のまゝ座敷へもち出、うち寄賞味もてはやして、此外には何のもてなしと申儀一ツもなければ、興に入咄し候由、されば儉約の義はもとより、諸士及び百姓町人まで堅く相守るべき旨、度々油斷なく申渡事にて候得ども、治世ゆるるにやまゝ、奢り、客受候せつは、分限に過て甚だ美麗をいたし候由相聞え候、それに付大森典膳信一、西山にて、汁講を再興仕り、其方共も順々に興行仕候者、自然と城下および領内にも廣まり、美麗成る振舞相止み申べきかと覺し、召候由仰られ候、依之御近臣ども、仰のごとく汁講を初め申筈にいひ合候處に、西山公御病氣重らせ給ひ、間もなく御逝去なされ候故、汁講一度も興行いたさず、殘念のよし左五右衛門度々申出し候、

〔諸國年中行事大成〕正月十日

十日酌羹 是は京都町中、一町限の坊正町人の會合始なり、其式町々會所に集り、先代京兆尹より出さるところの法令、并に其町にて定置所の掟等數條を讀みて、これを守らしめ、此式畢て饗宴をなすとき、會合の面々、我宅より膳椀飯菜迄も携來て、頭屋一汁を設け出す、これを十日汁といふ、

關食

〔瓦礫雜考〕二團魚會 ダンギョクワイ すつぽん

俗にうなぎなどを賭にして多く食ふものあり、いとたはけたるわざなり、唐人もかゝることをするよし見えたり、括異志云、今時食鼈之人、心既好食、又招賓友、聚會而食、號團魚會、彼此以所食多